

使用料及び手数料条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第12項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料が新設されたことから、これを千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該手数料を別表第2に新たに規定した。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和5年4月1日から施行した。

4 パブリックコメントの実施について

実施しなかった。

（千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第38条第4項第2号該当）